

企業評価WGのとりまとめに向けた 基本的な考え方(案)

検討の基本的な視点(案)

- 企業評価WGにおいては、10年程度のタイムスパンを念頭に、建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくために検討すべき建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題のうち、企業評価や企業情報提供のあり方などについて検討。
- 具体的には、建設業が今後目指すべき姿を主に以下のように考え、その実現に向けたあり方を検討。
 - ① 人口減少や高齢化に伴い、担い手不足が懸念される一方で、技術の進展や施工方法の多様化が見込まれる中、高い生産性の下で適正な施工が確保されること。
また、長時間労働の是正や処遇の改善が図られることにより、若年層の入職などが進み、必要な施工力が確保されること。
→生産性向上や働き方改革に取り組む企業が適切に評価され、競争上不利にならない市場環境を整備
 - ② 地域の守り手となる建設企業が将来的にも確保されることにより、地域のインフラの維持管理や災害対応が適切に行われる体制が確保されること。
→地域のインフラの維持管理や災害対応を担う企業が適切に評価され、競争上不利にならない市場環境を整備
 - ③ 発注に精通していない、又は発注を行う体制が十分でない発注者であっても、安心して建設工事の発注ができること。
→建設工事における企業の選定に際し、情報の非対称性を解消
 - ④ 建設工事の適正な施工が、より高い水準で実現されること。その際、専門工事業者が誇りを持って施工能力を発揮すること。
→民間工事の元請企業や専門工事業者を含め、適正な施工が実施できる優れた企業が適正に評価される環境を整備

検討にあたっては、以下のような点に留意。

○ 企業評価制度のユーザーの利用目的に対応して、合目的的なものとする

＜公共発注者の場合＞

- ・ 公共工事の規模や種類に応じて、適正な施工を期待できる事業者の選定に資する
- ・ 会計法や地方自治法が原則として定める競争入札による事業者の選定に資する
- ・ 税金を原資とした公共工事の受注者としてふさわしい社会性等を備えた事業者の選定に資する

＜民間発注者の場合＞

- ・ 発注しようとする工事の規模や種類に応じて適正な施工を期待できる事業者の選定に資する（発注者が個人の場合は情報の非対称性が大きい）
- ・ 建設企業の社会性やサービスも考慮した事業者の選定に資する

＜建設企業の場合＞

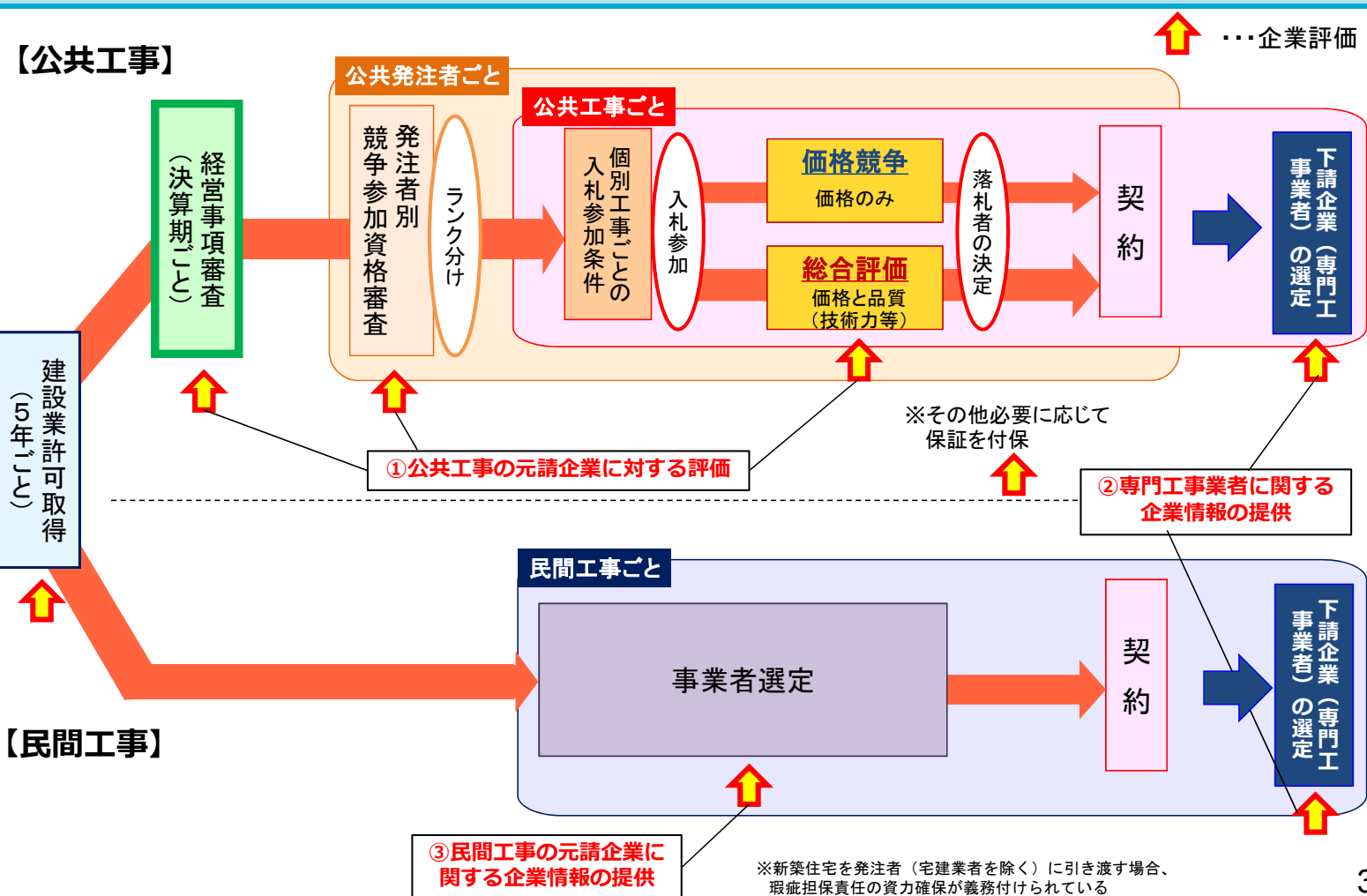
- ・ 下請で発注しようとする工事の規模や種類に応じて、適正な施工を期待できる事業者の選定に資する（特に、技能面での能力を重視する）
- ・ 専門工事業者の社会性や、社会保険加入等労働福祉の状況についても考慮した事業者の選定に資する

○ 民間関係における企業評価は、情報の非対称性の解消のために民間発注者や建設企業が参照できるものとするべきであり、民間企業同士の市場環境を過度に歪めるものであってはならない

○ 企業評価のユーザー、評価を受ける建設企業や、評価者（行政機関等）にとって負担が過大なものとならないようにする

○ 合目的な範囲で政策目的を加味することは、建設業の健全な発展を促し、結果的に発注者の利益にも資するが、建設企業としての適格性や適正な施工の確保との関係には常に留意する必要がある

建設工事における企業評価のタイミング



企業評価WGにおいては、

- ①公共工事の元請企業に対する企業評価制度
- ②専門工事業者に関する企業情報の提供
- ③民間工事の元請企業に関する企業情報の提供

について、10年後の建設産業のあり方を見据えて検討を行い、方向性を提示することとする。

①公共工事の元請企業に対する企業評価制度

検討の必要性

- 建設工事は、個別の工事ごとに規模、求められる施工技術の程度等に差異がある「一品受注生産」であり、適正な能力を確保するためには、各建設工事の発注者が、発注する工事を完成させる能力を有する建設企業を適切に選定する必要がある。
- 公共工事においては、会計法や地方自治法上の要請である税金を原資とする予算の適正使用の観点から、発注者が競争に参加する者に必要な資格を定め、審査を行わなければならないとされている。また、工事の品質を確保するため、多くの公共発注機関において、建設企業の信用、技術、施工能力等の観点から工事の規模に応じて受注できる企業を区分するためのランク分け制度が導入されている。
これを受けて、公共工事の企業評価制度(経営事項審査、競争参加資格審査)が設けられており、公共工事の元請となる建設企業は必ずこうした企業評価制度による一定のスクリーニングを経て公共工事を受注している。
また、個別工事の受注に際して総合評価制度を採用している場合には、総合評価制度による企業評価を受ける。
- これら公共工事の企業評価は、公共工事の受注可否に影響を与え、結果的に評価を受ける建設企業の経営方針や企業活動に大きな影響を与える可能性がある。そのため、評価制度の立案・運用にあたっては、評価方法が公正かつ企業の実態に即したものとなっているか、産業情勢を踏まえて企業の努力を正当に評価・後押しするものとなっているかという点に留意し、必要に応じて適時見直しを行っていくことが不可欠である。

①公共工事の元請企業に対する企業評価制度

検討の必要性（続き）

- 現在、「建設産業政策会議」においては、10年程度のタイムスパンを念頭に、建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくための建設業関連制度の基本的枠組を検討しているところである。
- 10年後の建設産業を見据えれば、確実に到来する労働力人口の減少を踏まえ、建設産業の担い手の確保等のためにも働き方改革を推進していく必要があり、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進めていくことが急務である。また、国内全体で労働力人口が減少する一方でこうした働き方改革を推進していくためには、労働者の長時間労働に頼らない、建設企業の生産性の向上を同時に進めていくことが不可欠である。
- しかしながら、例えば長時間労働の是正による工期の延長や人員の増加は、企業にとってはコストの増加に繋がり、競争上不利となる面もあることから、こうした取組を行う企業が積極的に評価される環境を整備する必要がある。
- また、生産性向上に取り組む企業についても、その努力を積極的に評価する環境を整備することで、建設企業における生産性向上の取組が推進されることが望ましい。
- また、特に地域の建設企業は、災害時の対応等「地域の守り手」としての重要な役割を担っている。将来的に労働力人口が減少していく中においても、建設企業がこうした役割を維持していくためには、「地域の守り手」である建設企業が積極的に評価される環境を整備する必要がある。

6

①公共工事の元請企業に対する企業評価制度

検討を行うに当たって前提となる考え方

- 経営事項審査及び発注者別評価は、ランク分けを行うための企業評価制度であり、これらの制度のあり方について検討する際には、まずはランク分け制度そのものの今後のあり方についても立ち返って考える必要がある。
- ランク分け制度は、公共発注機関が各種の工事を適正に施工できる優良な建設企業を選定できるようにするため、換言すれば、工事内容に比し極端に施工能力が脆弱な企業や経営状況が悪い企業が受注することを防ぐため、建設企業の信用、技術、施工能力等の観点から、工事の規模に応じて受注できる企業を区分することを目的としており、昭和25年の中央建設業審議会の決定以来、広く公共発注機関に普及してきたものである。
- ランク分け制度は、建設投資が右肩上がりの時代にあっては、企業規模に応じて一定の施工能力があることを前提に、過当な競争が生じないよう、発注する工事の規模に応じて企業を区分し、建設企業は実績を積んで上位のランクに上がっていくというプロセスを通じて、中小企業も含めた建設企業を育成することに寄与してきた。しかしながら、現在では建設投資は横ばいの状況にある一方、建設企業の数には減少傾向にあり、例えば従前であれば見られなかった、上位ランクを望まない建設企業も出てくるなど、ランク分け制度を巡る状況にも変化が見られる。このことは、企業規模と受注したい工事が必ずしも連動しないことを示しており、ランク分け制度のあり方を考える上では、こうした市場環境の変化を考慮に入れることが必要である。
- 一方で、現在、地方公共団体をはじめとする多くの公共発注機関においてはランク分け制度が定着しており、それに基づき入札契約手続や建設企業の企業活動が行われている実態に鑑みれば、ランク分け制度に性急な変更の手を加えることは、発注機関・建設企業双方に多大な影響を与えるおそれがある。
- 本WGとしては、ランク分け制度のあり方については、今後も引き続き問題意識を持って検討すべき課題として位置づける。一方で、現行のランク分け制度を前提としつつも、建設企業の将来の望ましい姿を見据えながら、企業評価のあり方について検討することとしたい。

7

検討を行うに当たって前提となる考え方（続き）

- ランク分け制度を前提とすれば、企業評価制度の基本的な枠組みに相当程度の効率性・合理性があることは当面変わらないと考えられる。
- このため、企業の規模や施工実績等に関する共通の評価基準によって大まかなランク分けがされるといった現行の枠組みを前提に、同程度の規模の企業間ではそれぞれの企業が有する技術力や社会性によって差別化が行われるような制度設計であることが望ましい。
- 経営事項審査と発注者別評価、総合評価のそれぞれの役割については、以下の通り考えることとしてはどうか。
 - ・経営事項審査は、どの発注者が審査しても同一結果となる事項について、発注者の審査事務の重複・負担を軽減する観点から導入された制度であることを前提に、企業規模、施工実績・技術力等の寄与度を大きくすることで、結果的にこれらに基づく階層に建設企業が振り分けられることとする現行制度の大枠は維持しつつ、同程度の企業間では社会性等で差がつくようなものとするのが適当。
 - ・発注者別評価は、経審に加え、個々の発注者が求める地域性・社会性等を評価項目として加えることで、地域にとってより適切な発注に資するものとするのが適当。
 - ・総合評価において、適切な施工の確保の観点から、個別の工事に求められる事業者の資質・能力などを踏まえた評価項目が設定されることが適当。
 - ・上記いずれについても、税金を原資とした公共工事の受注者としての建設企業の適格性や、適正な施工の確保の観点から評価を行うという制度本来の趣旨に留意して、評価項目が設定されることが適当。

とりまとめに向けた基本的な方向性（案）

(1) 経営事項審査の評価項目の検討

- ・ 労働力人口が減少する中、生産性の向上に積極的に取り組む企業が適正に評価されるような評価のあり方を検討。
- ・ 長時間労働の是正等の必要性が高まる中、働き方改革に積極的に取り組む企業が適切に評価され、受注を確保していくことができるような評価のあり方を検討。
- ・ 建設企業が「地域の守り手」としての役割を将来にわたって維持していくことができるよう、地域貢献等を行う企業が適切に評価されるような評価のあり方を検討。

とりまとめに向けた基本的な方向性（案）（続き）

（2）経営事項審査の手続の負担の軽減

- ・ 経営事項審査に係る申請手続については、電子申請化、添付書類の簡素化など、申請者・許可行政庁双方の負担を軽減する方向で検討。

（3）発注者別評価

- ・ 公共工事における各段階における企業評価（経営事項審査、競争参加資格審査、総合評価）のそれぞれの役割の違いに鑑み、望ましい発注者別評価項目を例示する方向で検討。
- ・ 発注者別評価を行うことなく経審のみでランク分けを行っている公共発注者に対し、企業評価の各段階での役割を再度周知した上で、地域特性に応じて地域の建設企業が適切に評価されるよう、発注者別評価の導入を推奨する方向で検討。

10

②専門工事業に関する企業情報の提供

検討の必要性

- 建設工事における元請一下請間の契約においては、請負金額や施工能力、取引関係等に基づき、元請企業による下請（専門工事業者）の選定が行われ、専門工事業者に特化した企業評価の制度は存在しない。また、実態としては、元請企業が専門工事業者を選ぶ際には、これまでの取引関係や施工実績を元に選定していることが多く、高い施工能力を有する建設企業が、その能力にふさわしい評価を受けて受注する環境には無いことも多い。
- 将来にわたって、建設工事の適正な施工をより高い水準で実現するには、優秀な技能労働者がその能力に見合った適正な評価を受けるとともに、そのような技能労働者を継続的に雇用・育成し、高い施工能力を有する専門工事業者が、短期的な価格競争で排除されることなく適切に評価され、その評価に基づき元請企業が選定を行い、その工事における適正な施工を行うことが更なる評価に反映され、次の受注に繋がる、といった好循環を構築することが望ましい。また、このように高い施工能力を有する専門工事業者が、短期的な価格競争で排除されることなく適切に評価される環境を整備することは、専門工事業者の意欲の向上にも資すると考えられる。
- こうしたことから、専門工事業者の企業評価（企業情報）を専門工事業者に求められる能力等の観点から「見える化」し、元請企業や、さらには各工事の発注者がこれらの情報を容易に入手できるようにすることにより、専門工事業における企業選定のレベルが向上することが望まれる。
- 今後、専門工事業者についても「生産性向上」、「働き方改革」等の取組を行う企業が積極的に評価される制度を構築することで、これらの施策に取り組みやすい環境を整備することが必要である。

11

とりまとめに向けた基本的な方向性（案）

- ・ 施工能力や社会性を有する専門工事業者が適切に評価され、将来にわたって求められる役割を果たしていくために、優秀な技能労働者に対してその能力に見合った適正な評価を行うとともに、各専門工事業の特性を踏まえた専門工事業者に対する評価を行う仕組みを導入する方向で検討。（まずは試行的に導入）

③民間工事の元請企業に関する企業情報の提供

検討の必要性

- 民間工事における建設企業への発注に際しては、現状、制度化された企業評価が存在しておらず、各発注者が建設企業との取引関係、建設企業の営業活動、評判等を踏まえ、受注者の選定を行っている。民間発注者の中には、発注に精通している者もいるが、特に個人等が発注者となる場合には、建設企業の情報を十分に得ることができない中で受注者選定を行わざるを得ず、いわば情報の非対称性が生じている。
- 建設業界が将来、透明性をより高め、消費者や国民から信頼される業界となるためには、建設企業の情報開示を進め、民間発注者が適切な施工能力を有する企業を選定し、適正な施工を行うことが評価に反映され、次の受注に繋がる好循環を作ることが望ましい。
- こうしたことから、民間工事の元請企業の企業情報（工事实績やアフターサービス等の情報に加えて、過去の不適切な施工等の情報）を「見える化」し、民間発注者がこれらの情報を容易に入手できるようにすることが望まれるが、他方で民間工事は様々であり、民間発注者のニーズも多様であるため、公共工事のような制度化された企業評価というよりは、基本的な情報が適切に提供されるような仕組みを検討することが適当である。

とりまとめに向けた基本的な方向性（案）

- ・ 民間工事の発注者は建設企業の情報を十分に持たないケースが多く、情報の非対称性が存在することから、適切な施工能力等を有する企業を選定することができるよう、様々な民間発注者のニーズを踏まえながら、建設企業の情報開示を推進していくことを検討。
- ・ 具体的には、許可申請の電子化を通じた、提出書類(工事経歴書、財務諸表等)の閲覧の拡充、各企業のHP等での自主的な情報公開の促進等を検討。
- ・ 将来的には、民間工事を受注する建設企業に対する評価の仕組みを構築することも検討。

虚偽申請への対応

とりまとめに向けた基本的な方向性（案）

- ・ 正しい企業情報は企業評価の大前提であり、経営事項審査における虚偽申請は厳に許されないもの。
- ・ 経営事項審査における申請手続の負担の軽減を図る際にも、虚偽申請を防止し、これらの情報の信頼性を高めることが必要。
- ・ そこで、提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等について検討。

公共工事の元請企業に対する評価制度

- (1) 経営事項審査の評価項目の検討
- (2) 経営事項審査の申請書類等の簡素化
- (3) 発注者別評価

【公共工事の元請企業評価全般について】

- 企業評価の各段階で評価すべき事項について、整理して仕分けを行うべき。
- 企業の地域性をどのように評価すべきか、企業評価のどの段階で評価すべきか(自治体に委ねるか)を議論すべき。
- 経審を企業評価のコアな部分として、10年後の建設産業をどのように導くかといったことに関連するものを取り込み、その他は発注者別評価で設定するのが良いのではないか。

【経営事項審査制度について】

- 規模評価のウェイトを少し落として、生産性や働き方の観点を評価していくことが必要ではないか。
- これまで不良不適格業者を排除するという方向で検討が進められてきたが、これからは望ましい企業を積極的に評価するという方向性があっても良いのではないか。
- 地域における、災害対応や除雪の役割を評価すべき。
- 建設機械の自己保有が経営状況でマイナスに評価されることを見直す必要。
- 技術職員名簿、工事経歴書等の申請書類を簡素化するなど、事務処理の軽減が必要。

【発注者別評価について】

- 公共発注者によっては、経審のみを使用して発注者別評価点を設定していないところもあるが、競争参加資格審査における発注者別評価点や、総合評価について、取組を推進していく必要があるのではないか。

(1) 経営事項審査の評価項目の検討

- ①生産性向上に関する評価
- ②働き方に関する評価
- ③地域貢献に関する評価

経営事項審査の検討の方向性

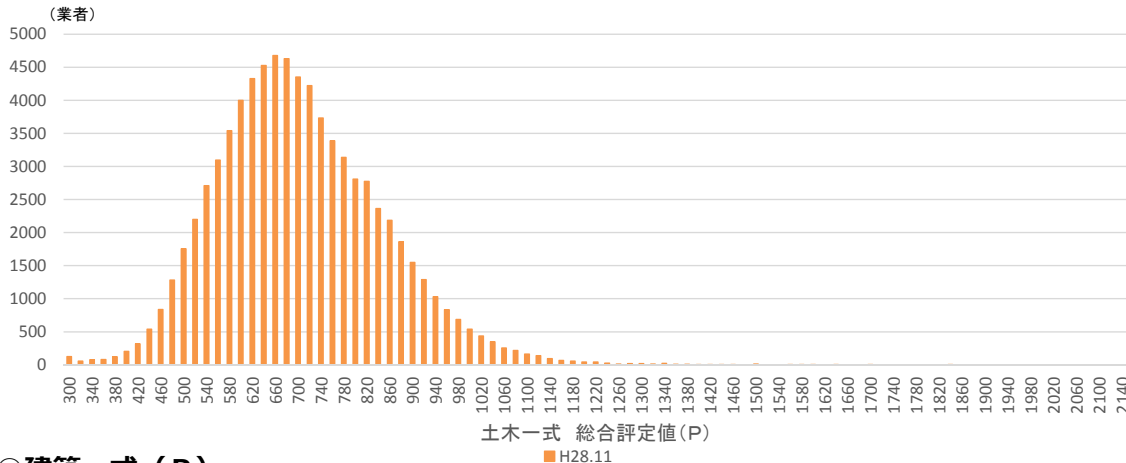
- 経営事項審査制度の趣旨は、経営規模等や経営状況といった客観的事項について同一の基準による審査の結果を基礎として、工事成績等の主観的事項の評価を勘案して調整を加えた上で、建設工事の種類ごとに公共工事の入札参加者を等級区分することである。同制度の導入当時は、制限付一般競争入札と指名競争入札が併用されており、発注者は原則としてそれぞれの等級に準拠して工事入札参加者の決定又は指名を行うものとされた。
※「入札制度の合理化対策について（昭和25年9月13日 中央建設業審議会決定）」
- 企業評価のあり方を議論する上で、(特に経営事項審査について)大企業と中小企業を同一の指標で評価すべきではないとの意見もあるが、そもそも経営事項審査がランク分けのための制度であること、また、企業をどのような基準で大企業・中小企業に分類・分割するのかという点で相当の技術的困難が伴うことを踏まえると、実際には難しい。
- 経審受審企業の総合評定値(P点)による分布は現在も概ね正規分布となっており(次頁)、経審はランク分けの基礎資料として、建設企業をランクに振り分けることに所期の役割を果たしていると考えられる。



以上を踏まえ、経営事項審査制度については、どの発注者が審査しても同一結果となる事項について、企業規模にかかわらず一律の項目で評価を行い、経営規模、施工実績・技術力等により企業が階層に振り分けられた上で、同程度の規模の企業間では社会性等で差がつくようなものとなるよう、評価項目の検討を行うこととしてはどうか。

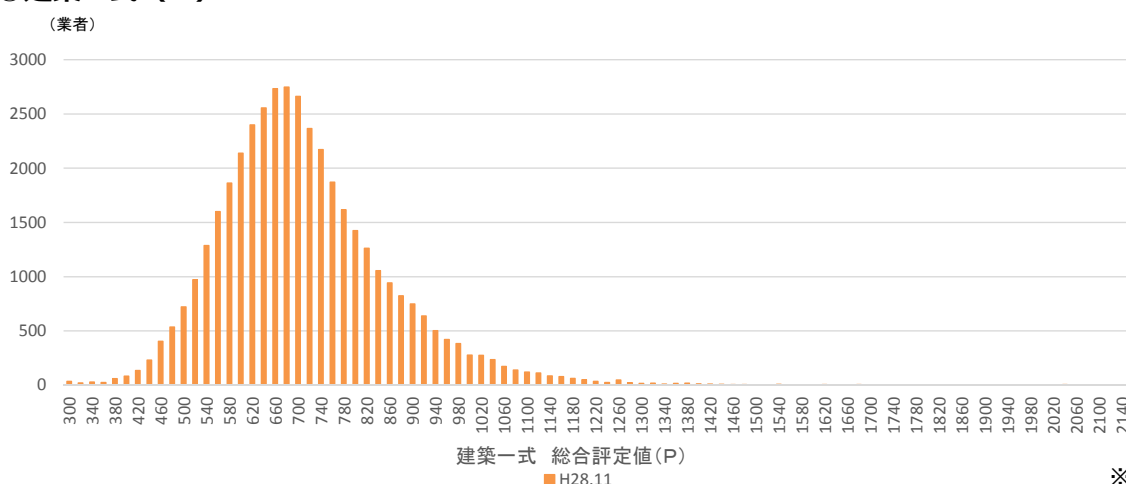
総合評定値(P点)の分布

○土木一式 (P)



	H28.11
社数	77,965社
平均点	694.6点

○建築一式 (P)



	H28.11
社数	41,414社
平均点	702.0点

20

※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出

現行の経営事項審査の評価項目

項目区分		審査項目	ウェイト	
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	0.25	ランク分けの基礎資料として、企業規模による企業の振り分けに現在も一定の役割を果たしている。
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	0.15	
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	0.20	現在、建設企業の倒産は大幅に減少しているが、依然として発注者にとっての最大の懸念事項が事業者の倒産であることを考えれば、評価の大枠は維持すべきではないか。
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	0.25	ランク分けの基礎資料として、技術力による企業の振り分けに現在も一定の役割を果たしている。
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	0.15	建設業を取り巻く情勢・変化に応じて拡充を行ってきたが、今後は生産性向上や働き方改革などの観点が重要度が増すことを踏まえて検討すべきではないか。
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$		

10年後の建設産業を見据えて役割を果たす建設企業が高く評価されるよう、X1～Wの各項目区分の内容等についての見直しや更なる充実を検討。

- 経審の評価項目、特にW点(社会性等)の評価項目の中には、建設企業を取り巻く社会情勢を踏まえ、建設企業の経営(会計等)のレベルの底上げや中長期的な業界の育成を目的として導入されたものが存在する。

評価項目(抜粋)	導入・改正趣旨	時期
W1: 労働福祉の状況		
雇用保険未加入 健康保険の未加入 厚生年金保険の未加入	社会保険加入を徹底し、不良不適格業者を排除する目的から、未加入企業への減点措置を厳格化。	平成24年
W5: 建設業の経理の状況		
監査の受審状況	経審の虚偽申請を排除するとともに、厳正な経理に取り組んでいる企業を評価する観点から導入。	平成20年
公認会計士等数	建設業の経理処理の近代化を図る必要から導入。	平成6年
W6: 研究開発の状況		
	企業の社会的責任に対する関心が高まるなか、社会的責任を果たす企業を高く評価する観点から導入。	平成20年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
	公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保という、改正品確法の基本理念を踏まえ、こうした企業を審査・評価する観点から導入。	平成27年

10年後を見据えた経営事項審査の評価項目の検討

- 現在の建設業を取り巻く情勢を踏まえ、10年後を見据えて建設企業が求められる役割を十分に果たしていくことができるよう、以下のような要素を満たす企業が適正に評価される仕組みとすべきではないか。

- ①生産性の高い企業(生産性の向上に積極的に取り組む企業)
- ②働き方改革に積極的に取り組む企業
- ③「地域の守り手」としての役割を果たしている企業

①生産性向上に関する評価

- 今後、国内全体で労働力人口が減少する一方、働き方改革により長時間労働の是正を進めるなか、労働者の長時間労働に頼ることなく建設業が今後も求められる役割を果たしていくためには、生産性向上の実現が急務であり、個々の建設企業においても生産性向上に取り組むことが必要。
- このため、経営事項審査においても、例えば、以下のような観点から、生産性の高い企業がより高く評価されるような仕組みとする方向で検討してはどうか。

(例)

一企業における生産性を図る指標を評価項目として設定することを検討(Y点 or Z点 or W点)

(案1) 現行の経営の経営状況(Y点)において、生産性に係る指標を導入する。

(案2) 技術力(Z点)に、生産性に係る評価指標を導入する。

(案3) 社会性(W点)に、生産性指標の数値による評価を導入する。

※ Y点は企業の倒産可能性を軸に経営状況を図る指標として機能していることに留意

※ 生産性を測る上で、労働の投入量(人数や時間)など、どのようなデータを活用するかが重要であるが、データの検討にあたっては、申請に係る企業の事務負担や、許可行政庁における申請数値の確認の困難さに留意

※ 元請企業における生産性を評価する際、売上高から外注費等を除いた付加価値で評価をする必要性についても留意

一企業の生産性向上に係る投資の今後の動向を踏まえ、ICT建機の保有状況や電子商取引の導入状況等、社会性項目(W点)で評価することも検討

※ ICT施工等の様々な業種への普及状況にも配慮しながら検討を行う必要

※ 現行の「建設機械の保有状況」では、建設企業が当該建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が認められているリース契約を締結している場合に評価の対象としている。この点、検討にあたっては、ICT建機は通常の建機に比べて一般に高価であることや、長期のリース契約が通常の建機と同等に一般的なリース形態として定着していない可能性があるという点に留意が必要

(参考)過去の経営事項審査における生産性指標

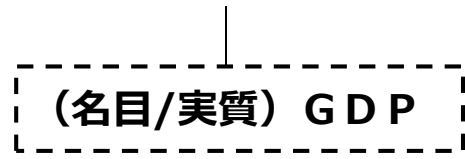
- 平成11年まで、経営状況分析の指標として生産性を表す指標を採用していたが、平成11年改正において経営状況の良し悪しを的確に反映していないとして削除された。
- 生産性を測る指標としては、今日においても妥当なものと考えられる。

記号	経営状況分析の指標 (○)内はY点算入の算出式	算 出 式	上限値	下限値
X ₁	売上高経常利益率 (14.1%)	経常利益/売上高×100	5.8	-3.5
X ₂	総資本経常利益率 (13.3%)	経常利益/総資本×100	12.0	-7.3
X ₃	損益分岐点比率 (2.7%)	(販売費及び一般管理費+支払利息)/(売上総利益+営業外収益-営業外費用+支払利息)×100	61.0	124.0
X ₄	流動比率 (24.4%)	(流動資産-未成工事支出金)/(流動負債-未成工事受入金)×100	265.0	0.0
X ₅	当座比率 (3.6%)	(現金+受取手形+完成工事未収入金+売掛金+有価証券+自己株式+親会社株式)/(流動負債-未成工事受入金)×100	237.0	0.0
X ₆	運転資本保有月数 (4.5%)	(流動資産-流動負債)/(売上高÷12)	3.8	-2.7
X ₇	1人当たり売上高対数 (4.9%)	log10(売上高/総職員数)	5.1	3.7
X ₈	1人当たり付加価値対数 (0.7%)	log10[(売上高-(材料費+労務費+外注費))/総職員数]	4.4	3.2
X ₉	1人当たり総資本対数 (3.5%)	log10(総資本/総職員数)	5.0	3.4
X ₁₀	固定比率 (7.0%)	固定資産/自己資本×100	0.0	999.0
X ₁₁	自己資本比率 (0.7%)	自己資本/総資本×100	56.0	-16.0
X ₁₂	固定負債比率 (20.6%)	固定負債/自己資本×100	0.0	940.0

→ 平成11年改正以前の「生産性を表す3指標」

・企業ごとの指標として見た場合、売上高や利益、付加価値等の財務情報を用いることができるか

経済活動別国内総生産。
産出額から中間投入額を差し引いて算出



(名目/実質) 付加価値労働生産性 =



主に、総務省「国勢統計」を用いて産業別に推計。雇用者、自営業者、家族従業者

産業別一人あたりの労働時間数

※時間外労働も含む

- ・全従業員の総労働時間を正確に申請することは、企業にとって多大な負担となるおそれ
- ・また、許可行政庁における確認も困難

(※参考)

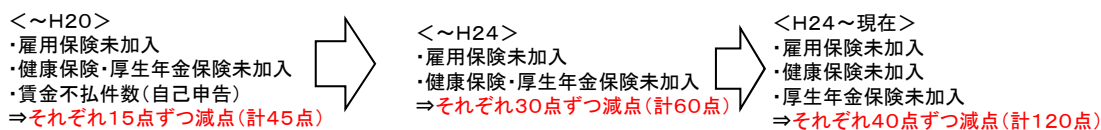
- ・公益財団法人 日本生産性本部「主要産業の労働生産性水準の推移」における計算方法。
- ・計算式における「GDP」、「就業者数」、「労働時間数」は、内閣府「国民経済計算」による。

②働き方に関する評価

- 今後、日本全体で労働力人口が減少していく中、建設業の担い手を確保するためには、長時間労働の是正等の働き方改革を進めることが必要。
- 働き方改革実行計画(平成29年3月28日)においても、従来、時間外労働の上限規制の適用除外とされてきた建設業について、改正法施行後5年間の猶予を設けた上で、上限規制を適用することとなったところであり、適用に向けた環境整備が必要。
- また、これまで担い手の確保の観点から、社会保険の加入対策が進められてきたところであるが、未だに未加入企業が存在している状況。現在、公共工事の発注者において、元請を社会保険加入企業に限定する取組が進んでいることも踏まえ、公共工事の元請に受審義務のある経営事項審査に関しても、保険加入の促進に向けた更なる取組が必要。
- こうした状況を踏まえ、経営事項審査において、例えば、以下のような観点から、社会保険加入や長時間労働是正などに取り組む企業がより高く評価されるような仕組みとする方向で検討してはどうか。

(例)

一社会保険未加入に関する減点の寄与の強化を検討



(参考) 経営において社会保険未加入の減点を受けている企業数(平成28年9月時点)・・・ 雇用保険:798社 健康保険:1,460社 厚生年金保険:1,460社

※ 減点の寄与の強化を検討するに当たっては、現行のW点の制度では合計がマイナスとなった場合は0点として扱われる(マイナスの点数として扱われない)ことや、寄与の強化が与える効果・影響も十分留意して検討する必要

一長時間労働是正に取り組む企業(※)に対する加点点評価についても検討

(※) 例えば、働き方に関する国等の認定制度のうち、認定の要件として一定の時間外労働条件(年間720時間等)が課されているものを取得している企業を評価することが考えられるが、こうした認定制度の普及状況に留意

(参考)建設業における時間外労働規制の見直し

- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、そこで定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	<<同左>>
36協定の限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定 ① <u>年720時間</u> (月平均60時間) ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 <u>一般則を適用</u> 。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない(※) <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある</small>

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

③地域貢献に関する評価



○ 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心を担う地域の守り手として、なくてはならない存在。基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献。

○ こうした「地域の守り手」としての建設企業の役割を踏まえ、例えば、以下のような観点から、地域に貢献する建設企業の経営事項審査における評価を拡大する方向で検討してはどうか。

(例)

ー 防災協定の締結状況や建設機械の保有状況など、現行の経審で評価項目としている事項について、加点方法を改善することを検討

(財務状況への影響が生じる中でも、建設機械への投資を行う企業に配慮)

ー インフラの維持や除雪に係る一部の役務提供についても、企業規模等の評価として反映されるよう措置することを検討

・例えば、役務提供として実施した維持や除雪を含む土木一式等の完成工事高と、含まない完成工事高を経審結果に併記する 等

【社会性（W点）】

○防災活動への貢献の状況

（現行制度）

建設企業が国、地方公共団体等との間で防災協定を締結している場合、若しくは建設企業からなる社団法人等が防災協定を締結しており、当該団体に加入する建設企業が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合に15点の加点評価

＜見直しの例（案）＞

○加点幅を拡大する。

※実際の防災活動への貢献（出勤）実績等は非常に地域性が高いため、発注者別評価点等で評価すべきではないか。

○建設機械の保有状況

（現行制度）

ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・移動式クレーン・大型ダンプ車（建設業を届出）・モーターグレーダーを自ら所有しているか、一定期間以上のリース契約を締結している場合に、1台につき1点、最大15点まで加点評価

＜見直しの例（案）＞

①加点方法を変更する。

（1台あたりの点数や上限点数を変更することに加え、少数でも建設機械を保有しようとする企業の努力を後押しするため、初めの数台の加点幅を強化する（台数比例ではなく、最大値に漸近するよう加点していく）ことについても検討。これにより、小規模企業が借入によって建設機械に投資をする場合に生じるY点へのマイナス効果を減殺する効果も期待）

②加点対象とする建設機械を更に拡大する。（H27年に一度拡大している）

30

維持や除雪の評価

【経営規模（X1点）】

（現状）

○維持や除雪のうち建設工事に該当しないものについては経審の完成工事高の評価対象から除いている。しかしながら、建設企業が維持や除雪に果たす役割の大きさから、完成工事高（特に、「土木一式」）としての計上を認めるべきとの要望がある。

○他方、経審は建設工事の評価であり、建設工事と整理されない売上高を常に完成工事高に含めることは必ずしも適当ではないと考えられるため、発注者が利用目的に応じて活用できるような評価方法を検討する必要がある。

＜見直しの例（案）＞

○維持や除雪について、完成工事高に反映した評価結果も併記できるよう措置。

（例：「土木一式」について、維持や除雪を含む点数と含まない点数の両者を算出し、併記）

（イメージ）

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高	
			年平均	評点 (X _i)
	土木一式	939	571,276	935
	プレストレストコンクリート構造物	933	503,398	918
	土木一式（維持・除雪を含む）	950	590,511	940

＜参考：除雪事業の契約形態について＞

除雪は、降雪ごとではなく、冬期にまとめて委託契約を結ぶケースが多いが、道路の修繕工事等との一括契約により、請負として契約が結ばれるケースもある。（請負契約として結ばれた除雪事業は、工事名や確認書類等から除雪事業と明らかな場合は審査の段階で完成工事高から除いている。）

31